

# 令和8年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出の主な内訳（本算定）

資料 1－2

総額 1,997億円

(R7当初 1,970 億円)

## 歳入

## 歳出

市町村から徴収 28%	事業費納付金 563億円 (558億円)	市町村へ交付 79%	保険給付費等交付金 (普通交付金) 1,547億円 (1,513億円)
	療養給付費等負担金 349億円 (337億円)		保険給付費等交付金 (特別交付金) 43億円 (48億円)
国から交付 25%	財政調整交付金 153億円 (153億円)	社会保険診療報酬 支払基金へ支出 19%	後期高齢者支援金 280億円 (285億円)
	一般会計繰入金 115億円 (112億円)		介護納付金 87億円 (88億円)
一般会計から繰入 6%	前期高齢者交付金 774億円 (762億円)	財政安定化基金 への積立 1%	子ども・子育て支援納付金 26億円 (－ 億円)
	その他 43億円 (48億円)		基金積立金 6億円 (28億円)
社会保険診療報酬 支払基金から交付 39%	その他 43億円 (48億円)	1%	その他 8億円 (8億円)

※ ( ) は前年度当初比

## 【参考】国民健康保険特別会計の主な歳入・歳出科目

### ■ 歳 入

#### (1) 事業費納付金 563億円 (+5億円)

- ・都道府県単位化以降、県が財政運営の責任主体となり、保険給付費等交付金等の費用に充てるため、毎年度県が決定し、市町村から徴収。財源は被保険者の保険料等。
- ・県全体の推計保険給付費等から、国庫支出金等の収入を差し引き、県全体の納付金額を算定し、所得水準・被保険者数等により按分することで、各市町村の納付金を算定する。

#### (2) 国庫支出金の主な項目

##### ①療養給付費等負担金 349億円 (+12億円)

- ・県が支払う療養給付費等に対し、国が定率32%を負担するもの。

##### ②財政調整交付金 153億円 (±0)

- ・普通調整交付金：都道府県間の財政力（所得水準等）の不均衡調整のために交付。
- ・特別調整交付金：交付基準に基づき、災害その他特別な事情がある場合に交付。

#### (3) 県一般会計繰入金 115億円 (+3億円)

- ・療養給付費等の9%相当額を一般会計から繰り入れるもの。

#### (4) 前期高齢者交付金 774億円 (+12億円)

- ・前期高齢者の加入割合に応じて、社会保険診療支払基金（以下、「支払基金」）から交付。  
※国保は前期高齢者の割合が高く、保険給付の支払いに要する費用負担が大きいことから、年齢構成に伴う保険者間の負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入割合の低い保険者から集めた納付金を財源に国保へ交付される。

### ■ 歳 出

#### (1) 保険給付費等交付金

##### ①普通交付金 1,547億円 (+34億円)

- ・市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の交付申請に基づき、その同額を交付する。

##### ②特別交付金 43億円 (▲5億円)

- ・市町村の特別の事情に対して交付する。

#### (2) 後期高齢者支援金 280億円 (▲5億円)

- ・後期高齢者医療制度の財源の一部（約4割）を、国保等の医療保険者が、被保険者から後期高齢者支援金分の保険料として徴収し、支援金として一括納付するもの。

#### (3) 介護納付金 87億円 (▲1億円)

- ・介護保険制度の財源の一部（約3割）を、国保等の医療保険者が、40歳以上65歳未満の被保険者から介護保険料として徴収し、納付金として一括納付するもの。

#### (4) 子ども・子育て支援納付金 26億円 (新規)

- ・令和8年度から子ども・子育て支援制度が創設され、国保では、市町村が被保険者から、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と合わせ、子ども・子育て支援金を徴収し、県に納付する。県は支援納付金として支払基金に納付する。

以 上